

# 池田町子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

北海道中川郡池田町



# 目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の法的根拠	3
4 計画の期間及び見直し	3
5 計画の策定経過	3
6 人口の推計	4
第2章 池田町の現状	
1 年齢別人口と世帯数	5
2 合計特殊出生率	5
3 保育と教育の状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	9
2 基本的な視点	9
第4章 子ども・子育て支援事業計画	
1 子ども・子育て支援新制度の支援内容	11
2 教育・保育提供区域の設定	12
3 教育・保育の量の見込と確保方策	13
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保	17
5 教育・保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制の確保	22
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	23
7 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	23
8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道との連携	23
9 労働者の職業生活と家庭生活の 両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	23
第5章 次世代育成支援行動計画	
1 地域における子育て支援	24
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	30
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	35
4 子育てを支援する生活環境の整備	39
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	43
6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	44
7 子どもの安全の確保	45
8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	48

## はじめに

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の方達から、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、子育てに対する親の不安や負担が増えています。また共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要になっています。

本町では、子育てを社会全体で支援し次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「池田町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」)を策定し、子ども・子育て支援事業の充実や、子どもの医療費の無償化など、子育てを支援する様々な施策に取り組んできました。

一方、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、本町では、第1期計画が令和元年度末で終期を迎えることから、第1期計画での取り組みの成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「池田町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定しました。

子ども達が心身ともに健やかに育ち、幸せになってくれることが、親の願いでもあり社会全体の願いです。この願いを叶えるためにも、本計画を着実に実行し、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでいきます。

最後に、計画策定にあたり活発な審議をいただいた池田町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

池田町長 勝井勝丸

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てやすい環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

これらの法に基づく新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

これを受け本町では、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体化した子どもに関する総合的な計画として、平成27年から5か年を計画期間とした「池田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」）を策定しました。

この第1期計画の期間中には、平成31年2月に、全ての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障し生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指した「幼児教育・保育の無償化」が閣議決定され、令和元年10月から実施されるなど、情勢の変化がありました。

今年度末までが計画期間である第1期計画の推進状況や情勢の変化を踏まえ、引き続き、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境づくりを推進するため、「池田町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体化した、子ども・子育てに関する総合的な計画として策定するものです。

#### （1）各種計画との調和

本町の最上位計画である「池田町第4次総合計画」の基本構想に沿い、「いきいき はつらつ 安心のまちづくり」を目標として、「池田町教育基本計画」「池田町障がい福祉総合プラン」など他の関連計画とも連携・調和を図ります。

## (2) 北海道との連携

北海道が策定する「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」との整合性を図るために連携を図っていきます。

## 3 計画の法的根拠

### (1) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条

### (2) 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条

## 4 計画の期間及び見直し

計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとし、第2期は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済の状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 5 計画の策定経過

### (1) アンケート調査の実施

子どもの保護者が置かれている子育ての環境や、必要とされるサービス量等を把握するため、国の基本指針に基づき、池田町内に在住する平成24年4月2日生れ以降の幼児の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

○調査方法：郵送による配布、回収

○調査期間：平成31年3月11日～3月25日

○回収状況：配布数230、有効回答数137（有効回答率59.6%）

### (2) 子ども・子育て会議における審議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定内容などについて、子どもの保護者を含む子育て支援に関わる方々などの意見を聴くため、「池田町子ども・子育て会議」において審議を行いました。（令和2年3月までに計3回の会議を開催）

○池田町子ども・子育て会議の委員構成

- ・保護者：4名（池田保育園父母と職員の会代表、池田町北部地域保育所代表理事、池田カトリック幼稚園父母の会会長、池田町PTA連合会会長）
- ・教育・保育等に従事する者：3名（池田保育園副園長、池田町北部地域保育所所長、池田カトリック幼稚園園長）
- ・識見を有する者：4名（池田町小中学校校長会会長、主任児童委員(2)、池田地区連合会会長）
- ・その他町長が必要と認める者：1名（公募による委員）

## 6 人口の推計

池田町の人口は依然減少傾向にあり、0歳児の人口は第1期計画期間中、概ね30人程度で推移しました。

第2期計画では、住民基本台帳の過去5年の年齢別・男女別人口を基に、コーホート法により算出した人口推計に基づき、サービスの見込量を算出します。

### 〇人口の推移および人口推計〔0歳児から11歳児（小学校6年生）まで〕

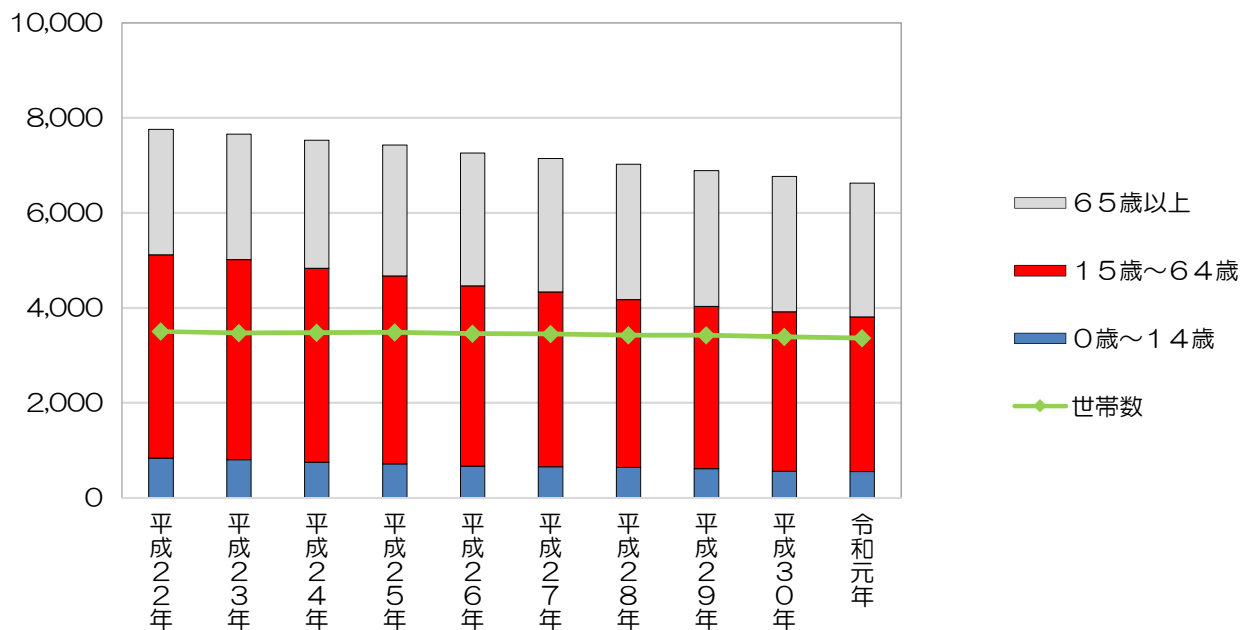
参考：第1期計画期間における人口の推移						第2期計画期間における人口推計					
	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)		R2	R3	R4	R5	R6
0歳	25	38	31	28	30	0歳	29	29	28	28	27
1歳	36	26	40	30	35	1歳	33	32	32	31	31
2歳	33	36	28	39	32	2歳	35	33	32	32	31
3歳	42	31	37	28	41	3歳	32	36	34	33	33
4歳	32	43	29	34	31	4歳	42	33	35	33	32
5歳	41	33	45	30	33	5歳	31	42	33	34	33
小計	209	207	210	189	202	小計	202	205	194	191	187
6歳	33	46	33	42	30	6歳	32	30	41	32	33
7歳	47	35	44	35	43	7歳	31	33	31	42	33
8歳	45	46	33	42	35	8歳	42	30	32	30	41
9歳	45	47	46	31	40	9歳	33	40	28	30	28
10歳	53	46	45	43	32	10歳	39	32	39	27	29
11歳	52	52	46	43	43	11歳	32	39	32	39	27
小計	275	272	247	236	223	小計	209	204	203	200	191
計	484	479	457	425	425	計	411	409	397	391	378

※コーホート法により算出

## 第2章 池田町の現状

### 1 年齢別人口と世帯数

令和元年9月30日現在の住民基本台帳による総人口は6,627人で、平成22年と比較すると10年間で1,133人（14.6%）の減、平成27年と比較すると5年間で520人（7.3%）の減となっています。また、令和元年の世帯数は3,364世帯で、緩やかに減少しています。



### 2 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値として使用され、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものです。

平成25～29年の池田町の数値は1.38と、十勝管内19市町村のうち17位となっています。

	平成10年 ～平成14年	平成15年 ～平成19年	平成20年 ～平成24年	平成25年 ～平成29年
全国	1.36	1.31	1.38	1.43
北海道	1.24	1.19	1.25	1.30
十勝	1.45	1.41	1.48	...
池田町	1.46	1.34	1.26	1.38

#### 【注記】

上記の合計特殊出生率の数値のうち平成25～29年の十勝の数値（仮に「...」と記載）は、未公表のため未記載となっています。  
今後、数値が公表され次第、追記します。（令和2年9月25日現在未公表）

## 3 保育と教育の状況

## (1) 幼稚園・保育所の児童数

各年度末現在（令和元年度は1月末現在）

	施設名	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	計/
平成22年	カトリック幼稚園		10	11	3	24
	池田保育園	24	29	31	39	123
	北部地域保育所					14
	計	24	39	42	42	161
平成23年	カトリック幼稚園		12	14	12	38
	池田保育園	26	25	27	29	107
	北部地域保育所		5	2	3	10
	計	26	42	43	44	155
平成24年	カトリック幼稚園		8	11	14	33
	池田保育園	27	21	27	28	103
	北部地域保育所	2	1	5	2	10
	計	29	30	43	44	146
平成25年	カトリック幼稚園		9	8	11	28
	池田保育園	25	20	22	28	95
	北部地域保育所	4	1	1	5	11
	計	29	30	31	44	134
平成26年	カトリック幼稚園		7	13	7	27
	池田保育園	32	16	23	23	94
	北部地域保育所	3	4	1	1	9
	計	35	27	37	31	130
平成27年	カトリック幼稚園	1	8	9	16	34
	池田保育園	42	30	19	25	116
	北部地域保育所	1	3	4	1	9
	計	44	41	32	42	159
平成28年	カトリック幼稚園	5	4	10	9	28
	池田保育園	47	21	30	20	118
	北部地域保育所	2	0	3	4	9
	計	54	25	43	33	155
平成29年	カトリック幼稚園	2	7	5	10	24
	池田保育園	50	25	24	30	129
	北部地域保育所	3	2	0	3	8
	計	55	34	29	43	161
平成30年	カトリック幼稚園	4	6	6	4	20
	池田保育園	52	22	25	25	124
	北部地域保育所	3	2	2	0	7
	計	59	30	33	29	151
令和元年	カトリック幼稚園	2	13	6	5	26
	池田保育園	49	24	22	27	122
	北部地域保育所	2	3	2	2	9
	計	53	40	30	34	157



## (2) 小学校の児童数

単位：校、学級、人（学校基本調査）

年次	学校数	特別支援 学級	総学級数	児童数	男	女	児童数 /学級	児童数 /教員
S 50	12	1	56	1,219	614	605	21.8	16.5
55	12	1	58	1,144	561	583	19.7	13.6
60	12	2	52	1,021	549	472	19.6	13.6
H 1	10	3	48	841	436	405	17.5	12.0
2	9	3	46	760	393	367	16.5	11.2
3	9	2	42	678	338	340	16.1	10.9
4	9	3	43	654	324	330	15.2	10.1
5	9	6	47	646	301	345	13.7	9.2
6	9	6	43	606	273	333	14.1	9.2
7	4	6	32	592	271	321	18.5	12.6
8	4	5	31	576	275	301	18.6	12.8
9	3	6	28	550	268	282	19.6	13.1
10	3	6	28	520	255	265	18.6	12.7
11	3	4	25	507	252	255	20.3	13.0
12	3	4	25	491	250	241	19.6	12.9
13	3	4	25	498	250	241	19.9	13.1
14	3	4	26	490	243	247	18.8	12.0
15	3	4	25	486	247	239	19.4	12.1
16	3	3	24	478	237	241	19.9	12.6
17	3	3	23	467	229	238	20.3	11.7
18	3	4	23	455	216	239	19.8	11.4
19	3	4	23	433	210	223	18.8	11.7
20	3	5	22	397	194	203	18.0	10.7
21	3	7	24	389	184	205	16.2	10.0
22	3	7	24	370	182	188	15.4	9.5
23	3	8	22	346	169	177	15.7	9.6
24	3	8	23	335	165	170	14.6	8.8
25	3	8	23	315	161	154	13.7	8.3
26	3	9	24	308	156	152	12.8	7.7
27	3	7	22	276	142	134	12.6	6.7
28	3	9	24	270	139	131	11.3	5.9
29	3	10	25	246	120	126	9.8	5.5
30	3	8	23	237	123	114	10.3	5.5
R 1	3	9	24	228	115	113	9.5	5.9

## (3) 中学校の生徒数

単位：校、学級、人（学校基本調査）

年次	学校数	単式 学級	複式 学級	特別支 援学級	総学 級数	生徒数	男	女	生徒数 /学級	生徒数 /教員
50	2	16		1	17	640	318	322	37.6	18.8
55	2	15		1	16	542	273	269	33.9	16.9
60	2	15		1	16	581	295	286	36.3	18.2
H1	2	14		2	16	453	256	197	28.3	13.3
2	2	14		2	16	435	236	199	27.2	12.4
3	2	14		3	17	422	222	200	24.8	11.7
4	2	14		3	17	408	207	201	24.0	11.3
5	2	13		2	15	383	200	183	25.5	11.3
6	2	12		1	13	362	192	170	27.8	12.5
7	2	12		1	13	359	191	168	27.6	11.6
8	2	11		2	13	324	162	162	24.9	10.5
9	2	11		2	13	299	137	162	23.0	9.1
10	2	11		2	13	290	126	164	22.3	9.7
11	2	11		2	13	292	124	168	22.5	9.7
12	2	11		2	13	285	129	156	21.9	9.2
13	2	11		2	13	272	129	143	20.9	9.1
14	2	10		0	10	245	127	118	24.5	9.1
15	2	9		1	10	231	123	108	23.1	9.2
16	2	7	1	2	10	216	112	104	21.6	9.4
17	2	7	1	3	11	221	111	109	20.1	9.6
18	2	8	1	2	11	220	112	108	20.0	8.8
19	2	8	1	2	11	236	124	112	21.5	9.8
20	2	9	1	2	12	244	126	118	20.3	8.7
21	2	9	1	3	13	253	125	128	19.5	8.7
22	2	7	1	3	11	223	101	122	20.3	8.3
23	2	8	1	3	12	222	112	110	18.5	7.9
24	1	6		3	9	207	97	110	23.0	10.4
25	1	6		3	9	195	107	88	21.7	9.8
26	1	6		3	9	164	79	85	18.2	8.6
27	1	6		3	9	172	85	87	19.1	10.1
28	1	6		3	9	172	77	95	19.1	10.1
29	1	6		4	10	174	88	86	17.4	9.7
30	1	6		5	11	147	74	73	13.4	7.7
R1	1	4		5	9	135	74	61	15.0	7.1

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、職場その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

池田町は「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」(第4次総合計画)を基本に、子どもからお年寄りまで、だれもが笑顔でいつまでも住み続けたいと思える町づくりを進めています。

### 2 基本的な視点

#### ● 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

#### ● 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

#### ● サービス利用者の視点

核家族化や過疎化に伴う社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。個別のニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要です。

#### ● 社会全体による支援の視点

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、国及び地方公共団体をはじめ、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

#### ● 仕事と生活の調和の実現の視点

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現が求められます。国及び地方公共団体や企業を始め関係者が連携して進め、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

#### ● 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

少子化対策は「子育て支援」「働き方改革」を中心に取り組んできましたが、新たに「結婚・出産支援」を対策の柱とし、推進していかなければなりません。

少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫のもと、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが重要です。

**● 全ての子どもと家庭への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等に十分対応できるよう、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要です。

**● 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点**

地域においては、子育てに関する活動を行うNPOや団体だけではなく、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の人材もいます。加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

**● サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を評価し、向上させていく視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要です。

**● 地域特性の視点**

地域の人口や産業及び社会資源など、その特性は様々であるため、町が地域の実情を把握し、主体的な取組を進めていくことが必要です。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の支援内容

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度は、大きく2つの事業に分けられます。

令和元年10月より、3歳児以上の教育・保育に係る保育料が無償化され、さらに認可外保育施設、一時預かり保育等の利用に係る支援として新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援給付		その他必要な支援												
<p>◎ 子どものための教育・保育給付 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等に係る共通の財政支援</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">施設型給付</td> <td><input type="checkbox"/> 認可保育所</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公立幼稚園</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 新制度移行の私立幼稚園</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)</td> </tr> </table>		施設型給付	<input type="checkbox"/> 認可保育所	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園	<input type="checkbox"/> 新制度移行の私立幼稚園	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)	+							
施設型給付	<input type="checkbox"/> 認可保育所													
	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園													
	<input type="checkbox"/> 新制度移行の私立幼稚園													
	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">地域型保育給付</td> <td><input type="checkbox"/> 小規模保育(6~19人)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 家庭的保育(5人以下)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事業所内保育</td> </tr> </table>		地域型保育給付	<input type="checkbox"/> 小規模保育(6~19人)	<input type="checkbox"/> 家庭的保育(5人以下)	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育	<input type="checkbox"/> 事業所内保育								
地域型保育給付	<input type="checkbox"/> 小規模保育(6~19人)													
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育(5人以下)													
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育													
	<input type="checkbox"/> 事業所内保育													
<p>◎ 子育てのための施設等利用給付 【※令和元年10月~】認可外保育施設、一時預かり保育等の利用に係る支援</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">施設等利用給付</td> <td><input type="checkbox"/> 認可外保育施設等の利用 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 預かり保育(幼稚園)の利用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 新制度未移行幼稚園など</td> </tr> </table>		施設等利用給付	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等の利用 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	<input type="checkbox"/> 預かり保育(幼稚園)の利用	<input type="checkbox"/> 新制度未移行幼稚園など									
施設等利用給付	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等の利用 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業													
	<input type="checkbox"/> 預かり保育(幼稚園)の利用													
	<input type="checkbox"/> 新制度未移行幼稚園など													
	◎児童手当													
<p>◎ 地域子ども・子育て支援事業 地域の実情に応じた子育て支援</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 利用者支援事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 (池田町子どもセンター)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 妊婦健康診査</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一時預かり事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 延長保育事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 病児保育事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 実費徴収に係る補足給付を行う事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 (池田町子どもセンター)	<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査	<input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業	<input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業	<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> 延長保育事業	<input type="checkbox"/> 病児保育事業	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	<input type="checkbox"/> 実費徴収に係る補足給付を行う事業	<input type="checkbox"/> 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
<input type="checkbox"/> 利用者支援事業														
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 (池田町子どもセンター)														
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査														
<input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業														
<input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業														
<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業														
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業														
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業														
<input type="checkbox"/> 延長保育事業														
<input type="checkbox"/> 病児保育事業														
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)														
<input type="checkbox"/> 実費徴収に係る補足給付を行う事業														
<input type="checkbox"/> 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業														
<p>◎ 仕事・子育て両立支援事業(※国主体) 仕事と子育ての両立支援</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業	<input type="checkbox"/> 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業											
<input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業														
<input type="checkbox"/> 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業														

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情等を総合的に勘案し設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方を記載することになっています。

区 域	該 当 事 業	考 え 方
町全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所・幼稚園・認定こども園</li> <li>■ 子育て短期支援事業</li> <li>■ 地域子育て支援拠点事業 (池田町子どもセンター)</li> <li>■ 一時預かり事業</li> <li>■ 病児保育事業</li> <li>■ 利用者支援事業</li> <li>■ 乳児全戸訪問事業</li> <li>■ 養育支援訪問事業</li> <li>■ 延長保育事業</li> <li>■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> </ul>	町内全域で対応します。
小学校区 (2区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)</li> </ul>	池田小学校と利別小学校の校区に分かれます。ただし、学校統合となる際には、区域を町全域とすることを検討します。

### 3 教育・保育の量の見込と確保方策

保育所では0歳・1歳の入所が増加傾向にあるため、平成29年度より、断続的に待機児童が発生する状況となりました。

待機児童を発生させないためには、特に保育士等の人材確保が大きな課題となっています。

#### (1) 第1期計画期間中の実績

		平成27年度						平成28年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育		教育		(教育)	保育	保育				
		3~5歳			0歳	1・2歳	3~5歳			0歳	1・2歳				
量の見込	利用量	27	4	69	11	33	144	27	4	68	11	32	142		
	広域(受託)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
	計	27	4	70	11	33	145	27	4	68	11	32	142		
確保の内容(計画)	特定教育・保育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0		
		幼稚園					0	27	4				31		
		保育所			62	11	31	104			61	11	30	102	
	新制度対象外	幼稚園	27	4				31						0	
		認可外保育施設(北部地域保育所)			8	0	2	10			7	0	2	9	
計	27	4	70	11	33	145	27	4	68	11	32	142			
実績	特定教育・保育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0		
		幼稚園					0	28	0				28		
		保育所			74	9	33	116			71	15	32	118	
	新制度対象外	幼稚園	34	0				34						0	
		認可外保育施設(北部地域保育所)			8	0	1	9			7	0	2	9	
計	34	0	82	9	34	159	28	0	78	15	34	155			

		平成29年度						平成30年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育		教育		(教育)	保育	保育				
		3~5歳			0歳	1・2歳	3~5歳			0歳	1・2歳				
量の見込	利用量	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134		
	広域(受託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134		
確保の内容(計画)	特定教育・保育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0		
		幼稚園	29	5			34	26	4				30		
		保育所			66	10	32	108			61	10	31	102	
	新制度対象外	認可外保育施設(北部地域保育所)			5	0	0	5			2	0	0	2	
計	29	5	71	10	32	147	26	4	63	10	31	134			
実績	特定教育・保育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0		
		幼稚園	24	0			24	20	0				20		
		保育所			79	16	34	129			72	11	41	124	
	新制度対象外	認可外保育施設(北部地域保育所)			5	0	3	8			4	0	3	7	
計	24	0	84	16	37	161	20	0	76	11	44	151			

		平成31年度（令和元年度）					計	
		1号	2号		3号			
		教育	(教育)	保育	保育			
		3～5歳			0歳	1・2歳		
量の 見込	利用量	26	4	61	10	30	131	
	広域（受託）	0	0	0	0	0	0	
	計	26	4	61	10	30	131	
確保 の 内容 (計画)	特定教 育・保 育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	
		幼稚園	26	4			30	
		保育所			61	10	30	101
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			0	0	0	0
		計	26	4	61	10	30	131
実績	特定教 育・保 育施設	認定こども園	—	—	—	—	0	
		幼稚園	26	0			26	
		保育所			73	10	39	122
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			7	0	2	9
		計	26	0	80	10	41	157

※ 特定地域型保育事業は池田町にはないため、表からは省略しています。

【参考：特定地域型保育事業】

- ・小規模保育 定員6～19人の小規模保育。
- ・家庭的保育 定員5人以下の小規模保育。
- ・居宅訪問型保育 いわゆるベビーシッター。特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応。
- ・事業所内保育 病院や企業が主に従業員の子を預かるために運営。

(2) 第1期計画期間中の待機児童の発生状況

年度	待機児童		保留期間	備考
	人数	年齢		
平成29年度	1	0歳児	1/15～3/31	次年度4/1から入所
	1	1歳児		
平成30年度	1	1歳児	10/1～12/9	12/10から入所
令和元年度	2	3歳児	4/1～8/31	4/1 幼稚園に入園（9/1 認定変更申請により1号認定に変更。待機解除。）
	1	1歳児	4/24～7/23	7/24 保育の必要性消失
	1	1歳児	11/19～	



(3) 量の見込み及び確保の内容

		令和2年度						令和3年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育		教育		(教育)	保育	保育				
		3~5歳		0歳	1・2歳	3~5歳			0歳	1・2歳					
量の 見込	利用量	19	2	81	12	48	162	21	2	86	12	47	168		
	広域(受託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	19	2	81	12	48	162	21	2	86	12	47	168		
確保の 内容 (最大利 用人数)	特定教 育・保 育施設	認定こども園	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	
		幼稚園	19	2				21	21	2				23	
		保育所			76	12	48	136			82	12	46	140	
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			5	0	0	5			4	0	1	5	
		計	19	2	81	12	48	162	21	2	86	12	47	168	

		令和4年度						令和5年度							
		1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育		教育		(教育)	保育	保育				
		3~5歳		0歳	1・2歳	3~5歳			0歳	1・2歳					
量の 見込	利用量	19	2	79	12	45	157	18	2	78	12	45	155		
	広域(受託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	19	2	79	12	45	157	18	2	78	12	45	155		
確保の 内容 (最大利 用人数)	特定教 育・保 育施設	認定こども園	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	
		幼稚園	19	2				21	18	2				20	
		保育所			79	12	45	136			78	12	45	135	
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			0	0	0	0			0	0	0	0	
		計	19	2	79	12	45	157	18	2	78	12	45	155	

		令和6年度						
		1号		2号		3号		計
		教育	(教育)	保育	保育			
		3~5歳		0歳	1・2歳			
量の 見込	利用量	18	2	75	11	44	150	
	広域(受託)	0	0	0			0	
	計	18	2	75	11	44	150	
確保の 内容 (最大利 用人数)	特定教 育・保 育施設	認定こども園					0	
		幼稚園	18	2			20	
		保育所			75	11	44	130
	新制度 対象外	認可外保育施設 (北部地域保育所)			0	0	0	0
		計	18	2	75	11	44	150

※ 特定地域型保育事業は、計画期間中の新規取組は予定していないため記載していません。

#### (4) 量の確保のための方策

幼稚園については定員に十分な余裕がありますが、保育所については定員に余裕がなく、現在の定員のままでは、年齢クラスによっては待機児童が発生する可能性があります。

上記の「確保の内容」欄に記載の受け入れ人数を確保するため、下記のような方策を講じます。

ア. 保育所における慢性的な保育士不足を解消するため、保育士等を確保するための方策を講じます。

イ. 幼稚園の預かり保育を充実するなどの方策により、幼稚園における保育ニーズへの対応を促します。

ウ. 必要に応じて施設改修等の実施を検討します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保

## (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。保健センター（保健子育て課）子育て支援係・保健推進係を窓口として実施しています。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
見込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
込	実施主体	池田町保健子育て課（子育て支援係・保健推進係）				
	確保方策の考え方	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するため、令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健型の利用者支援事業を実施します。				

## (2) 地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	延べ人数	1,860	1,362	1,698	1,872	1,638
見込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込（延べ人数）	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
込	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
	実施主体	池田町子どもセンター				
	確保方策の考え方	利用希望者全件の受入を想定します。				

## (3) 妊婦健診事業

池田町では妊婦の健康管理上必要とされている14回分の妊婦健康診査及び11回分の超音波検査の費用助成を実施しています。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	延べ件数	627	675	551	634	687
見込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込（件）	580	580	560	560	540
込	確保の内容（件）	580	580	560	560	540
	実施主体	池田町保健子育て課（保健推進係）				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	訪問件数		37	35	27	28
見		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込 (件)	29	29	28	28	27
	確保の内容 (件)	29	29	28	28	27
込	実施主体	池田町保健子育て課（保健推進係）				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(5) -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	訪問件数		37	35	27	28
見		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込 (件)	30	30	30	30	30
	確保の内容 (件)	30	30	30	30	30
込	実施主体	池田町保健子育て課（保健推進係・子育て支援係）				
	確保方策の考え方	対象者に対し全件実施します。				

(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策協議会。以下同じ。）の調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とした事業です。

実績	調整機関担当者の研修会に参加するなど専門性の強化を図るとともに、関係機関等との連携に努めました。
確保方策の考え方	今後も、専門的研修に職員を派遣するほか、訪問事業と地域ネットワークを構成する関係機関等、構成員との連携に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、経済的な理由等で緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

実績		未実施				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見	量の見込（延べ人数）	15	15	15	14	14
	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
込	実施主体	池田町保健子育て課（子育て支援係）				
	確保方策の考え方	【新規】十勝管内の児童養護施設に委託し、事業を実施します。				

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
利用者数（延べ人数）		—	—	—	0	14	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見	未就	量の見込（延べ人数）	50	50	50	50	50
	学児	確保の内容（延べ人数）	50	50	50	50	50
		就学	量の見込（延べ人数）	50	50	50	50
	児	確保の内容（延べ人数）	50	50	50	50	50
確保方策の考え方		平成30年度末から事業を開始しました。会員の増加を図り利用を促進します。					

(8) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、主として昼間に保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。幼稚園における一時預かりの利用が大幅に増加しています。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
カトリック幼稚園（延べ人数）		—	627	884	1,348	1,916
池田保育園（延べ人数）		282	289	234	358	318

見 込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込（延べ人数）	2,820	2,970	2,820	2,750	2,750
	カトリック幼稚園	2,280	2,430	2,280	2,210	2,210
	池田保育園	540	540	540	540	540
	確保の内容（延べ人数）	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580
	カトリック幼稚園	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	池田保育園	980	980	980	980	980
	確保方策の考え方	<p>○ 幼稚園の一時預かりは通園児を対象としています。更なる保育ニーズに対応できるよう、預かり時間を延長するなど利用の促進を図ります。</p> <p>○ 保育園の一時預かりは在園児以外を対象としています。利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。</p>				

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

実 績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	池田保育園（実人数※）	1	2	2	9	1
見 込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込（実人数※）	5	5	5	5	5
	確保の内容（実人数※）	5	5	5	5	5
	実施主体	池田保育園				
	確保方策の考え方	<p>保育短時間認定子どもに対する開所時間内の延長保育を行います。保育標準時間認定子どもに対する開所時間外の延長保育は行いません。（※上記人数はいずれも保育短時間認定子どもに対する延長保育の人数）</p>				

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等をする事業です。

実 績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	池田保育園（延べ人数）	—	141	101	74	110
見 込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込（延べ人数）	430	430	430	430	430
	確保の内容（延べ人数）	870	870	870	870	870
	実施主体	池田保育園				
	確保方策の考え方	<p>「病後児対応型」の病児保育を実施します。「病児対応型」の実施は、ニーズと体制整備の可能性を鑑みて検討します。</p>				

(11) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	池田学童保育所	37	45	44	50	44
	利別学童保育所	21	25	24	18	15
見込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込 (人)	71	67	72	70	69
	池田学童保育所	51	48	51	50	49
	利別学童保育所	20	19	21	20	20
	確保の内容 (人)	120	120	120	120	120
	池田学童保育所	80	80	80	80	80
	利別学童保育所	40	40	40	40	40
確保方策の考え方	利用希望者全件の受入を確保します。なお、学校統合が実施される場合には、両学童保育所の統合を検討します。					

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	事業利用人数	—	—	—	—	0
見込		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込 (対象人数)	1	1	1	1	1
	確保の内容 (利用人数)	1	1	1	1	1
	確保方策の考え方	令和元年度から事業を開始しました。生活保護世帯の子どもが必要な教育・保育を受けられるよう事業を継続します。				

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実績	未実施
確保方策の考え方	実施の見込はありません。

## 5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

### (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

- 子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握したうえで、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの実情や移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。
- 幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や道において財政支援メニューがある場合には、当該事業の活用も検討していきます。

### (2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 将来的には、全ての特定教育・保育施設が認定こども園となり、保護者が就労に関わらず、この施設でも選択できる環境となることが望ましいです。

### (3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方策

- 幼児期の学校教育・保育について、有識者、事業者（実務者）、保護者代表者及び行政等による情報交換会や推進方策の研究等を推進するとともに、幼児期の学校教育・保育に関する専門的知識・技能を有する指導主事、幼児教育アドバイザー等の配置・確保等に向けた検討を行い、本町に育つ子どもたちへの質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。
- 子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することにより、幼児期の学校教育・保育に関する施策を総合的に推進します。
- 障がい児など支援を必要とする子どもに対しては、池田町障がい福祉総合プランとの整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。
- 外国につながる子ども及びその保護者に対しては、使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、円滑に質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を受けられるよう努めます。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする幼児期の学校教育・保育を実施します。

### (4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

- 全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を保障するとともに、関連する諸制度との連携を図り、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していきます。
- それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産から切れ目のない支援を行っていきます。
- 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭にそれぞれの子どもや家庭状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

### (5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策

- 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所など定期的に連絡会を開催するなど、密接な連携に努めます。また、情報を共有し、協力体制を図っていきます。



### (6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方策

- ・幼児期の学校教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ・対象者が円滑に認定及び給付を受けられるよう、制度の周知を図ります。
- ・保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性、事業者の運営等にも配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。
- ・特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、道との連携を図り、適切な対応を行います。

## 7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産後休業及び育児休業期間満了時から円滑に利用できるよう、必要な保育提供量の確保に努めます。
- ・子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業により、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目ない支援が提供できるよう努めます。特に、産後休業及び育児休業期間満了後の希望する時期に円滑な利用ができるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、支援します。

## 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道との連携

- ・児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭等の特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 9 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・保育所や学童保育所をはじめ、放課後児童の居場所を確保し、子育て中の保護者が安心して働ける環境を整えていきます。
- ・本町は仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、北海道、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第5章 次世代育成支援行動計画

### 1 地域における子育て支援

世帯構造の変化と地域のつながりや共同意識の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長への影響が心配されています。

また、核家族化などで子育ての実践的な知識・方法や地域のつながりが持てないなど、子育てに悩みや不安を抱える親が増えている状況にあり、保育所の果たすべき役割や保育サービス・子育て支援体制・家族支援を充実し、地域全体で子育てを支え合う環境をつくる必要があります。

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域における様々な子育て支援サービスの充実を進めるとともに、子育て支援事業が着実に実施できるよう、情報の提供、相談及び助言等の取組みを進めるとともに、各種の経済的支援を行います。

子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	出産祝い金	(子育て支援係)
概要	<p>子どもを安心して産み・育てられる環境をつくるため、経済的な支援として町内で利用可能な商品券を支給します。</p> <p>〔支給内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1・2子の出産 50,000円</li> <li>○第3子の出産 100,000円</li> <li>○第4子以降の出産 300,000円</li> </ul>	
実績	<p>平成30年度支給額：2,050千円 (第1・2子：19人、第3子：8人、第4子以降：1人)</p>	
目標	<p>継続して実施します。</p>	

事業名	育児支援金	(子育て支援係)
概要	<p>子どもたちの誕生を祝い、健全な発育を応援するとともに、安心して子どもを育てられる環境をつくるため、経済的な支援として町内で利用可能な商品券を支給します。</p> <p>〔支給内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○満1歳の誕生日を迎えた児童 50,000円</li> <li>○満2歳の誕生日を迎えた児童 50,000円</li> </ul>	
実績	<p>平成30年度支給額：3,150千円</p>	
目標	<p>継続して実施します。</p>	

事業名	おむつ処理に係る手数料の無料化	(町民課)
概要	使用済みの紙おむつを無料で回収します。	
目標	継続して実施します。	

(2) 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所を利用する町民のニーズは多様化しています。このため、子育てをしている人が安心して働くことができるよう多様なニーズに応じて、広く町民が利用しやすい保育所等でのサービスの提供に努めます。子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	障がい児保育	(池田保育園)
概要	障がい児の状態や施設側の設備等に関する問題等を考慮しながら、受入に努めていきます。	
実績	平成30年度対象児童：7人（池田保育園）	
目標	継続して実施します。	

事業名	障がい児保育事業費交付金	(子育て支援係)
概要	障がい児を受け入れる保育所及び幼稚園に交付金を支給し、円滑な運営を確保します。	
実績	平成30年度交付額：2,389千円（池田保育園）※幼稚園は実績なし	
目標	継続して実施します。	

事業名	北部地域保育所運営補助	(子育て支援係)
概要	北部地域の児童の保育機会を確保し、保護者に安定した就労環境の確保と児童の健全育成を図るため、運営費を補助します。	
実績	平成30年度交付額：5,545千円      平成30年度入所人数：7人	
目標	今後の運営について協議していきます。	

事業名	多子世帯に対する経済的負担の軽減	(子育て支援係)
概要	<p>保育料のかかる3歳未満児の多子世帯の児童の保育料等（保育所・幼稚園）を軽減し、保護者の経済的な負担を軽減します。</p> <p>〔軽減内容〕</p> <p>多子のカウントの範囲を国基準よりも拡大し、入所児童から同一世帯の中学3年生までをカウントして、次のとおり保育料を軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子目の保育料を半額</li> <li>・第3子目以降の保育料を無料</li> </ul>	
実績	平成30年度該当者数 第2子：41人、第3子：24人	
目標	<p>3歳未満児の第2子目以降の保育料の軽減を継続して実施します。</p> <p>【新規】保育所・幼稚園の3歳児以上の副食費について、国の基準では免除とならない第3子以降の児童に対し、副食費を助成し無償化します。</p>	

※子育て事業と多くの項目が重複します。該当する事業は次のとおりです。

項目	内容 (詳細記載ページ)	実施の有無
子ども・子育て支援給付		
特定教育・保育施設	・認定こども園 (P13)	検討
	・幼稚園 (P13)	継続
	・保育所 (P13)	継続
特定地域型保育事業	・小規模保育	無
	・家庭的保育	無
	・居宅訪問型保育	無
	・事業所内保育	無
地域子ども・子育て支援事業	・子育て短期支援事業 (P19)	新規
	・ファミリー・サポート・センター事業 (P19)	継続
	・一時預かり事業 (P19)	継続
	・延長保育事業 (P20)	継続
	・病児保育事業 (P20)	継続

(3) 子育て支援ネットワークづくり

地域住民の多くの方が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等の取組を進めます。

事業名	子育てガイドブック	(子育て支援係)
概要	子育て支援サービス等をまとめた、ガイドブックを配布しています。町のホームページにも掲載しています。	
実績	平成30年度配布数：360世帯に配布	
目標	記載内容の見直しを行いながら、継続して実施します。	

(4) 子どもの健全育成

全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

ア 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが求められています。

事業名	学童保育所 〔再掲：放課後児童健全育成事業〕	(子育て支援係)
概要	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業。池田学童保育所と利別学童保育所があります。 (対象：小学校1～6年生)	
実績	平成30年度利用者数（年度末現在） 池田学童保育所：42人、利別学童保育所：15人	
目標	継続して実施し、利用希望者全員の受入ができるよう努めます。	

事業名	学童保育の一時保育	(子育て支援係)
概要	保護者のやむを得ない事情により一時的に学童保育所を利用する、一時保育を実施しています。(対象：小学校1～6年生)	
実績	平成30年度延べ利用者数 池田学童保育所：153人、利別学童保育所：381人	
目標	継続して実施し、利用希望者全員の受入ができるよう努めます。	

事業名	児童館	(子育て支援係)
概要	子どもの安全で健やかな居場所を確保し、健全な遊びを通じて児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的とする施設です。	
実績	利別児童館は学童保育所として利用しています。	
目標	子育て支援のための複合的な施設としての設置の可能性も含め、新たな児童館の設置について検討します。	

事業名	放課後子ども教室	(教育委員会)
概要	放課後に各小学校の体育館等を利用し、月2回程度、スポーツや体を使った遊びを中心としたプログラムを提供しています。	
実績	平成30年度実施回数(延べ参加者数) 池田小学校の放課後子ども教室：18回(361人) 高島小学校の放課後子ども教室：18回(255人) 利別小学校の放課後子ども教室：18回(389人)	
目標	継続して実施します。	

### イ 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があることから、厚生労働省と文部科学省により、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

ここでは、「新・放課後子ども総合プラン」に市町村次世代育成行動計画に盛り込むべき内容とされている以下の点について、まとめて記載します。

	放課後児童クラブ (学童保育所)	放課後子ども教室
年度ごとの量の見込み及び目標整備量	量の見込み：第4章の4の(1)のとおり 目標整備量：なし(整備済)	
一体型の目標事業量(令和5年度)	目標は設定しませんが、児童館などの施設整備とあわせて一体型の実施の可能性について検討します。	
実施計画(令和5年度まで)		継続して実施します。
一体的または連携による実施に関する具体的方策	学童保育所に通所する児童が、参加を希望する場合には放課後子ども教室に参加できるよう、連絡調整を行います。	

小学校の余裕教室活用に関する具体的方策	池田学童保育所⇒活用済み 利別学童保育所⇒単独施設	小学校の体育館等を活用します。
教育委員会と福祉部局の具体的連携に関する方策	効果的かつ継続的な運用ができるよう、子どもたちの放課後の過ごし方やニーズ等を把握し、関係部局が共通の理解と情報の共有を図り取り組んでいきます。	
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	支援員を加配し、受け入れに努めます。	実施体制を工夫し、可能な限り受け入れに努めます。
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	延長は想定していません。 〔現在の開所時間〕 ・通常保育 下校時～18:30 ・1日保育 8:00～18:30	
子どもの健全な育成を図る役割をさらに向上させるための方策	「遊びの場」「生活の場」として、子どもの主体性を尊重し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、研修等により支援員の指導力の向上に努めます。	
育成支援の内容について利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	学童保育所の「入所のしおり」や「おたより」などの発行物により、学童保育所の取り組み内容等の周知に努めます。	

(5) 地域における人材育成

保育士をはじめ保育従事者の確保が課題となっています。安定したサービスを提供するためには、人材の育成が必要です。

事業名	子育て支援員の普及	(子育て支援係)
概要	国で定めた研修により、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を習得して「子育て支援員」として認定を受ける制度です。	
目標	保育や子育て支援分野の仕事に関心を持ち、従事することを希望する方が、北海道などが実施する子育て支援員研修を受講できるよう、情報提供を行い、普及に努めます。	

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

近年、本町では随時の個別相談内容が、虐待・配偶者等からの肉体的・精神的な暴力、引きこもり、長期不登校など複雑化してきており、問題に的確に対応できる人材の確保や関係機関との連携が必要になってきています。

このような現状から「安心」「感動」「満足」のできる妊娠・出産・育児のため、支援体制の整備を目指し、母子健康手帳発行時から始まる母子保健事業の流れの中で、医療との連携を考慮し、一貫した支援ができるよう努めています。

また、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要になっていきます。

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳発行、パパママ教室、新生児訪問、乳幼児健診、育児相談等の充実が必要です。特に親の育児不安の軽減を図るため、赤ちゃんルームこあら、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談支援を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の充実を図ります。

事業名	特定不妊治療費助成事業	(保健推進係)
概要	特定不妊治療に係る費用の一部を助成します。平成 30 年度より男性不妊治療も助成対象にしています。 〔対象〕体外受精、顕微授精	
実績	平成 30 年度助成件数：8 件	
目標	継続して実施します。	

事業名	不育症治療費助成事業	(保健推進係)
概要	平成 29 年度より、不育症治療に係る費用の一部を助成しています。	
実績	平成 30 年度助成件数：0 件	
目標	継続して実施します。	

事業名	母子健康手帳の発行	(保健推進係)
概要	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の発行を行うとともに、妊娠中の保健・栄養指導を行います。	
実績	平成 30 年度対象人数：27 人	
目標	継続して実施します。	



事業名	妊婦健康診査の助成	(保健推進係)
概要	妊婦が安心して健診を受けられるよう助成を行います。平成29年度より超音波検査の助成回数を増やして実施しています。	
実績	平成30年度延べ利用件数：634件	
目標	継続して実施し、対象者が適切な時期に受診できるように努めます。	

事業名	パパママ教室	(保健推進係)
概要	パートナーや他のパパやママと交流を深めながらお友達を作ったり、妊娠・出産・育児について一緒に考える教室です。	
実績	平成30年度実施回数：2回	
目標	継続して実施します。	

事業名	赤ちゃんルームこあら	(子育て支援係)
概要	妊娠中から満1歳未満の乳児と保護者を対象とした集いの場を開催し、保健師・助産師等による育児相談を行っています。また、育児の悩みを共感しあい相談する仲間づくりの場にもなっています。あわせて体重測定などを行っています。	
実績	平成30年度実施回数：23回	
目標	月1～2回を目標に継続して実施します。	

事業名	産前・産後サポート事業	(保健推進係)
概要	平成30年度より、妊娠期・子育て期の不安を軽減するため、助産師による産前産後の訪問や相談を実施しています。	
実績	平成30年度実施件数：産前1件、産後6件	
目標	継続して実施します。	

事業名	産後ケア事業	(保健推進係)
概要	平成30年度より、産後に支援が必要な産婦及びその乳児を対象に、委託医療機関で心身のケアや育児のサポート等の支援が受けられる産後ケア事業を実施しています。	
実績	平成30年度助成件数：2件	
目標	継続して実施します。	

事業名	乳幼児健康診査事業	(保健推進係)
概要	乳幼児の発育発達の確認と育児相談を実施しています。平成28年度より3歳健診に聴覚検査を導入しています。 〔健診の種類〕 4カ月健診、10カ月健診、1歳健診、1歳半健診、3歳健診	
実績	平成30年度実施回数：10回	
目標	継続して実施し、対象者全件の実施に努めます。	

事業名	任意予防接種の助成	(保健推進係)
概要	経済的な負担を軽減し、児童の健やかな成長を促進するため、予防接種費用を助成します。平成27年度より、インフルエンザ予防接種の助成対象を高校生相当以下及び妊婦まで拡大しています。 〔任意予防接種の種類〕 インフルエンザ、おたふくかぜ	
実績	平成30年度助成件数：677件	
目標	継続して実施し、利用希望者の全件の実施に努めます。	

事業名	歯科健診及びフッ化物事業	(保健推進係)
概要	満1歳6カ月から7歳未満の幼児を対象に、歯科健診・歯みがき指導、フッ素塗布（希望者のみ）、フッ化物洗口（希望者のみ）を行っています。	
実績	平成30年度実績 歯科健診 実施回数：4回 フッ素塗布 実施件数：49件 フッ化物洗口 実人数：53人	
目標	継続して実施します。	

事業名	成人歯科健康診査事業	(保健推進係)
概要	令和元年度より、妊婦と生まれてくる子どもの口腔衛生の向上のため、妊婦を対象に歯科健康診査の受診票を交付しています。	
実績	令和元年度交付者数（見込）：50人	
目標	継続して実施します。	

事業名	健康相談事業	(保健推進係)
概要	電話・来所・訪問等で随時、相談（保健師・管理栄養士等が対応）を実施しています。母子の心身の不安軽減に努めています。平成28年度より2歳児相談を新たに実施しています。	
実績	平成30年度実績 妊婦・育児相談 延べ実施人数 365人 6カ月相談 延べ実施人数 21人（6回） 母子電話相談 延べ実施人数 51人 2歳児相談 延べ実施人数 22人（6回）	
目標	継続して実施します。	

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増加等の問題に対応するため、性に関する健全な意識を養い、あわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るため、関係機関が連携し次世代を担う子どもたちに生き方としての生と性のあり方を考えられるような支援に努めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家との連携、地域における相談体制の充実等を進めます。

事業名	性教育・喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	(教育委員会) (保健推進係)
概要	学校や地域において、自他の生命を尊重し、個人の生活での健康や安全に関する理解を深めるための教育・支援が必要です。学校や家庭等と協力し、幼児・児童・生徒及び保護者に対する教育や支援を実施します。	
実績	中学校では授業のほかに、保健師による性教育、警察による薬物指導を3年生で各年1回実施しています。 小学校では保健や理科、生活の授業等で実施しています。	
目標	継続して実施します。	

(3) 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供、指導等を積極的に推進します。

事業名	食育教室	(保健推進係)
概要	保育所や幼稚園で栄養教育を開催しています。	
実績	平成30年度実施回数：池田保育園1回、カトリック幼稚園1回	
目標	継続して実施します。	

事業名	栄養ミニ講座	(保健推進係)
概要	育児中の方を対象に、栄養ミニ講座として管理栄養士による講話と試食を実施しています。	
実績	平成30年度実施回数：1回	
目標	継続して実施します。	

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指して、地域の各種団体、関係機関等の連携や役割分担の明確化を図っていきます。

(5) 小児医療の充実

町内の小児医療の充実・確保は安心して子どもを産み育てる重要な基盤となることから、小児科医師の確保を図るとともに、医療費の保護者負担を軽減することで子育て支援を図ります。

事業名	内科医・小児科医の充実	(保健総務係)
概要	町内の「十勝いけだ地域医療センター」に小児科があり、地域小児医療の中核施設となっています。	
実績	平成30年度十勝いけだ地域医療センター小児科の利用状況 延べ人数：外来 1,844 人、入院 6 人	
目標	継続して実施します。	

事業名	子どもの医療費の無料化（乳幼児等医療費助成事業）	(町民課)
概要	高校生までの子どもの医療費の自己負担を全額助成します。	
実績	平成30年度実績 助成件数：7,466 件、受給者数：763 人 (1件当たり助成額：2,495 円) ※いずれも道補助対象分を含む	
目標	継続して実施します。	

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

幼児期は、人間として生きていく基礎を形成する重要な時期です。幼児の心身の健全な発達を目指し、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に対する情報提供、啓発活動などにより、学習意欲の向上を図ります。

また、家庭での様々な問題については、学校、子どもセンター（子育て支援センター）などの関係機関や団体との連携により、子どもの成長段階に応じた教育の環境づくりに努めます。

#### (1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

#### ア 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

事業名	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	(教育委員会)
概要	学校支援地域本部事業として、地域の人材を積極的に活用して学校教育活動の充実を図るとともに学校を支援する取組を進めます。	
実績	平成30年度実施回数：188回	
目標	平成30年度から導入したコミュニティ・スクールと連携した取り組みとして継続して実施します。	

事業名	児童・生徒指導	(教育委員会)
概要	P T Aや小中学校との連携を通して、生徒指導交流会等の情報交流を密に行うなど、支援体制の整備を図り、児童・生徒一人ひとりの豊かな心と健やかな身体の育成に努めます。 また、町の生活安全推進委員会、主任児童委員などと連携し、地域として積極的に児童・生徒指導の側面支援に努めます。	
実績	P T Aや小中高連絡協議会、青少年問題協議会などの活動、主任児童委員や生活安全推進委員会などとの連携・情報交流などにより、児童・生徒の健全育成に努めました。	
目標	継続して実施します。	

事業名	高等学校進学支援 北海道池田高等学校との連携	(企画財政課)
概要	<p>地域と高校の連携を深め、地域で学校を支えていく支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 池田高等学校入学報奨金（1年時5万円/人）                      ② 池田高等学校就学奨励金（2年時5万円/人）                      ③ 池田高等学校下宿助成金（1万円/月・人）                      ④ 池田高等学校総合学科支援補助金（池田高等学校教育振興会へ交付）</p>	
実績	<p>平成30年度交付実績</p> <p>① 65人 ② 75人 ③ 15人 ④ 4,000千円</p>	
目標	継続して実施します。	

イ 豊かな心の育成

豊かな心を育むため多様な体験活動等の提供が必要です。

事業名	派遣事業	(教育委員会)
概要	<p>子どもたちを道外に派遣し、派遣先の歴史、生活、文化等の視察・研修を行い、その地域の人々との交流や様々な体験、団体生活などを通じて、池田町を担う次世代の人材育成を図ります。</p>	
実績	<p>平成27年度より沖縄県読谷村への小学生道外派遣研修事業を実施しています。（対象：小学校5・6年生）</p> <p>平成30年度参加者数：29人（参加申込者全員を派遣）</p>	
目標	継続して実施します。	

事業名	わんぱく体験塾	(教育委員会)
概要	<p>様々な体験活動事業を開催し、自主性、協調性、創造力、実践力を養い、心豊かでたくましい子どもの育成を図っています。</p>	
実績	平成30年度実施回数：9回（延べ参加者数81人）	
目標	継続して実施します。	

事業名	通学合宿	(教育委員会)
概要	<p>子どもたちが家庭から離れコミュニティセンター等で一定期間宿泊しながら通学し、炊事や掃除など共同生活を通して、自立心・協調性を高めるとともに、望ましい生活習慣の定着を図ります。</p>	
実績	平成30年度実施回数：1回（参加者数16人）	
目標	継続して実施します。	

ウ 健やかな体の育成

運動不足や生活習慣の乱れ、肥満の増加などにより、子どもの体力が低下傾向にあることが課題となっています。子どもが継続してスポーツに取り組める環境づくりが必要です。

事業名	少年団活動への支援	(教育委員会)
概要	スポーツ少年団活動を推進するため、補助金の交付や町有バスの運行を実施し、支援を図ります。平成28年度よりスクールバスの回送便を活用した「少年団特別回送バス」の運行を新たに開始しています。	
実績	平成30年度実績 スポーツ少年団補助金 10団体(439,347円) 体育振興補助金(全国・全道大会出場費用の補助) 21件(747,000円) 少年団特別回送バス 学校休業日以外の利用希望日に運行 大会等へのバス運行 各少年団年2回まで(管内大会への使用)	
目標	継続して実施します。	

エ 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得ながら、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」が求められています。

事業名	コミュニティ・スクールの推進	(教育委員会)
概要	平成30年度から、保護者・地域・学校がこれまで以上に一体となり、将来を担う池田の子どもたちを共に育むため、町内の小中学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。	
実績	平成30年度 学校運営協議会開催数：16回(4校×4回)	
目標	継続して実施します。	

オ 幼児教育の充実

幼児教育の充実を図るため必要な措置を講じていかなければなりません。

事業名	幼稚園運営支援	(子育て支援係)
概要	幼児教育の振興を促進するため、必要な支援を行います。	
実績	カトリック幼稚園は平成28年度より子ども・子育て支援新制度による幼稚園に移行したため、平成27年度をもって運営補助金の交付は終了しました。平成29年度には、同園の耐震化工事に対して補助金を交付しました。(幼稚園耐震化補助金の交付額：3,186千円)	
目標	子ども・子育て支援新制度による財政支援を行うほか、必要に応じた支援を行います。	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下の一要因と考えられます。このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供・乳幼児健診や子育ての相談・支援の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めていきます。

また、地域の実情に応じた学校づくりを目指すとともに、学校施設の地域開放に努め、地域・家庭・学校が連携・協力し、地域全体の教育力の向上を図っていきます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援します。

事業名	ブックスタート	(教育委員会)
概要	町民ボランティアと図書館職員が、赤ちゃんへの読み聞かせの方法などを指導し、10カ月健診時に絵本をプレゼントしています。絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、あたたかい時間を持つきっかけとなるよう働きかけています。	
実績	平成30年度実施回数：6回 対象児：31人	
目標	継続して実施します。	

イ 地域の教育力の向上

子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが重要です。

事業名	子ども会活動の育成	(教育委員会)
概要	子ども会育成連絡協議会は、町内会子ども会活動の活性化を支援します。各町内会子ども会の連携を図り合同で事業を実施しています。	
実績	平成30年度加盟団体数：3団体	
目標	継続して実施します。	

事業名	学校開放事業	(教育委員会)
概要	池田町における生涯学習の振興のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放しています。	
実績	池田小学校プールを開放しました。 平成30年度一般開放利用者数：1,458人	
目標	継続して実施します。	



事業名	子ども夢事業	(企画財政課)
概要	池田町子ども夢基金を財源として、子どもたちのふるさとを思う気持ちを醸成し、将来への夢を抱き育むための事業に対し助成を行います。交流事業や芸術鑑賞など、学校や町内の団体等の活動を支援します。	
実績	平成30年度助成件数：3件（教育委員会主催事業を除く。）	
目標	継続して実施します。	

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報化社会の著しい進展に伴い、雑誌、テレビ等のメディアなどによる性や暴力等に関する過激な情報の氾濫や、スマートフォンやインターネットの利用に関係した青少年の犯罪や被害の増加などが問題となっています。

また、インターネット上の有害情報や、いわゆる“ネットいじめ”などから子どもを守るため、フィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進や、地域、学校及び家庭における情報モラル教育の推進を図ります。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健全に育っていくための基盤整備を進めていくには、子どもの視点や子育て世帯の願いに耳を傾けていくことが大切です。

生活の基本となる住宅・住環境の整備については、民間活力の活用も図りつつ、子育て家庭を含む様々な世代構成、収入階層、ひとり親家庭等の子育て家庭が安心して暮らせるよう、持ち家や借家、公営住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給の方策を検討するほか、公共施設等の緑化を含む自然環境保全・活用や安全な道路交通環境の整備を進め、生活環境の向上に努めます。

また、オムツ替え台付トイレが少ない、ベビーカーの通行に不向きな段差が多いなど妊産婦や乳児とその親が外出する際の障がい等を解消するバリアフリー化を推進し、その情報提供に努めます。

なお、子ども夢事業などに活用してきた「池田町子ども夢基金」について、今後は「安心して子どもを産み育てやすい環境づくり」にも活用していきます。

#### (1) 良質な住宅の確保

子育て世帯を支援するため、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

事業名	住宅の情報提供	(町民課)
概要	池田町では、池田町のホームページからアクセスできる「池田町住情報ステーション」を提供しています。今後とも子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供に取り組みます。	
実績 (H27~R1年度)	随時、情報提供を実施しました。	
目標	継続して実施します。	

事業名	子育て世帯向け住宅（定住促進住宅）	（町民課）
概要	子育て世帯に配慮した住宅を建設します。	
実績 （H27～R1年度）	平成27年度：2棟4戸（3LDK）	
目標	第2期計画期間中の建設予定はありません。	

## （2）良好な居住環境の確保

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう住宅の供給支援が必要です。

事業名	ユニバーサルデザイン公営住宅の推進	（建設水道課）
概要	子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化などの取組を推進します。	
実績 （H27～R1年度）	新規建設した公営住宅について、ユニバーサルデザイン化を行いました。 平成27・28・30・令和元年度において、それぞれ1棟2戸を建設	
目標	新規建設する公営住宅はユニバーサルデザイン化を実施します。	

事業名	住宅リフォーム促進奨励金	（町民課）
概要	住宅をリフォームし住環境の向上を図るため、奨励金を交付します。	
実績	平成30年度交付件数：35件（子育て世帯以外の全ての件数を含む）	
目標	継続して実施します。	

## （3）安全な道路環境の整備

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バス停、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

高齢社会の到来、障がい者の社会参加のためにも、交通環境の整備を図り、安全・安心で快適な交通弱者のための歩行空間の確保に努めていかなければなりません。

事業名	歩道等整備とバリアフリー化	（建設水道課）
概要	妊産婦、児童、障がい者、高齢者などが安全に歩行できるよう、歩道等のバリアフリー化を進めていきます。	
実績 （H27～R1年度）	下記の道路について、歩道改修時にバリアフリー化を図りました。 平成27～28年度：西2条通、8丁目3号通 平成28～30年度：旭通	
目標	継続して実施します。	

事業名	関係機関との協議	(総務課・町民課・建設水道課)
概要	事故の危険性の高い通学路、交差点において、スピードが出せない道路への改良の検討、関係機関へ信号機の設置等の要請を行います。	
実績	関係機関（帯広開発建設部、帯広建設管理部、池田警察署等）と、随時、協議を行いました。	
目標	継続して実施します。	

#### (4) 安心して外出できる環境の整備

妊娠期間中の女性や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不自由になることがあります。子どもや子ども連れの親たちが安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があります。

安心して外出できる環境の整備として、バリアフリー化等で子ども連れが外出しやすい環境の整備に努めます。また、公共施設や公衆トイレについても、ベビーベッド等の設置など子育て世帯に利用しやすい環境づくりに配慮していく事が求められています。

また、我が国の刑法犯認知件数はここ近年、増加傾向にあり、特に街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）が急激に増加しています。その中でも、女性や子どもが犯罪の標的にされるケースが急激に増えてきています。犯罪・事故等の被害を未然に防止し、地域において安心して子育てができるよう、防犯環境を整備していく必要があります。

#### ア 公共施設、公共交通機関、建物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう道路、公園、公共交通機関、公共施設のバリアフリー化が必要です。

事業名	公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	(建設水道課)
概要	妊産婦、乳幼児連れの人など、全ての人が安心して外出できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	
実績 (H27~R1年度)	平成28年度：池田町郷土資料館改修工事（スロープ設置など） 平成30年度：池田小学校エレベーター設置工事	
目標	継続してバリアフリー化を推進します。	

#### イ 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備が求められています。

事業名	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	(建設水道課)
概要	公共施設の改修等を行う際に、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を行います。	
実績 (H27~R1年度)	田園ホール多目的トイレ改修(平成28年度)、総合体育館多目的トイレ改修(平成28年度)、郷土資料館多目的トイレ新規設置(平成28年度)、千代田展望公園公衆トイレ新規設置(令和元年度)	
目標	継続して実施します。	

ウ 子育て世帯への情報提供

バリアフリーマップの作成や、各種バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供が求められています。

事業名	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	(子育て支援係)
概要	各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯に対しバリアフリー情報を提供します。	
実績 (H27~R1年度)	実績なし	
目標	子育てガイドブックにバリアフリー情報を掲載するなどの情報提供の手法を検討します。	

(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

犯罪の抑止対策については、町民の自主防犯意識の高揚と地域連帯の強化による自主防犯活動の促進等ソフト面を重点に、「鍵かけ運動」、「あいさつ運動」、「一戸一灯運動」を推進し、相当の成果を収めてきました。これに加え、住居や道路、公園、駐車場・駐輪場等の構造、設備及び配置の整備等犯罪防止に配慮した環境設計による防犯性の向上を図り、ハード面からの対策を推進する必要があります。

事業名	公園の整備	(企画財政課・建設水道課)
概要	町が管理する都市公園と町内会が管理する児童遊園地があります。 都市公園 12カ所(うち遊具がある公園 8カ所) 児童遊園地 6カ所(うち遊具がある遊園地 3カ所) 定期的に遊具を点検し、子どもたちが安全かつ安心して利用できるように努めています。	
実績 (H27~R1年度)	平成27年度：中央公園遊具更新(4基)	
目標	住民要望のある水遊びが可能な遊園地(総合公園)の整備を検討します。	

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

これまでは、家庭生活よりも職場生活が優先されてきました。また、職場に進出する女性は増加傾向にありますが、職業生活以外での家事・育児・介護等のほとんどを女性が担ってきたのが現状です。

近年、少子化が進行していますが、その要因は、結婚に対する意識の変化、仕事と子育てを両立することの負担感の増大、子育てに対する不安の増大などを背景とした、晩婚化・未婚率の上昇にあると考えられています。また、子育ての経済的・精神的・肉体的な負担なども出生数の減少に影響していると考えられています。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事と生活のバランスがとれる多様な生き方を選択できるようになることを目標にするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

このため、職域・地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識を是正するため、国・道・関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発と情報提供に努めていきます。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの実施を検討し、働きやすい環境を整えていきます。

育児休業法の施行など、仕事と子育ての両立における制度は徐々に整備されてきておりますが、依然として、男性の育児休業を取得する割合が低いなど、制度の運用面などに課題があります。

仕事をしながら子育てができる環境づくりを進めるためには、事業主や職場の一人ひとりが「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、また、子育ては男女がともに責任を持ち協力して行うものとの認識のもと、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革についての啓発等や男性の子育て参画も推進していきます。また、関係機関や企業等との連携・協力のもとに、特に女性では、結婚、出産後の職場復帰や、子育て後の再就職に向けて安心して就業できる環境づくりを推進します。

さらに、子育て家庭が子育て期に適した働き方の選択ができるよう保育サービスの充実を図り、多様な働き方や仕事と生活の調和が可能になる基盤づくりに努めていきます。

## 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するためには、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進が重要です。ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援の提供に努めます。

次に掲げるほか具体的な取り組みは、本計画の各事業を総合的に実施していかなければなりません。

事業名	子育て世代包括支援センター 〔再掲：利用者支援事業〕	(保健子育て課)
概要	子育て世代包括支援センター 1 全ての妊産婦、乳幼児等の実情を継続的に把握します。 ・保健師、助産師、管理栄養士等の面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握します。 ・収集した情報を個別の対象ごとに記録するとともに、支援台帳を整備し適切に管理します。 2 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ・従来から実施している母子保健事業や子育て支援事業を通じて、保健師・助産師・管理栄養士等の専門職が妊産婦や保護者の相談に丁寧に対応します。	
目標	【新規】令和2年4月に「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を提供する体制を構築します。	

事業名	婚活支援事業	(産業振興課)
概要	少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取組として、結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する事業を行う団体及び企業に対し、事業費の一部を補助します。	
実績	平成30年度より実施。同年度における補助金の交付実績はありません。	
目標	継続して実施します。必要に応じ事業の見直しを図ります。	

### 【その他、主に重複する取組】

参照先	第5章 次世代育成行動計画 1 地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・P24 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進・・・・・・P30
-----	--

## 7 子どもの安全の確保

急速な過疎化・少子化・高齢化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に年々増加しています。児童・生徒等の登下校における変質者・不審者による被害が報告され、青少年の規範意識の低下により、自ら非行に走ったり、被害に遭ったりするケースがみられます。様々な関係機関の協力を仰ぎながら防犯ネットワークを構築し、情報交換をしながら、犯罪の未然防止、早期対応を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進する必要があります。歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全の啓発が必要です。一方で子どもの連れ去り事件等が起こっており、日常生活の中での子どもの安全確保が求められています。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、池田町生活安全推進協議会を中心に警察・交通安全指導員（セイフティーママ）・池田町地区交通安全協会・学校・PTAなど関係団体等と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、SS（シートベルト装着・交通安全）運動の展開など総合的な交通事故防止対策を推進します。

#### ア 交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育が求められます。

事業名	交通安全教室	(総務課)
概要	小学生を対象として、横断歩道の歩行や自転車の運転など、実践型の交通安全教室を行っています。	
実績	平成30年度実施回数：6回	
目標	継続して実施します。	

事業名	交通安全の確保	(総務課)
概要	交通安全週間における街頭啓発などを行います。	
実績	平成30年度実施回数：4回	
目標	継続して実施します。	

事業名	通学路等での見守り活動	(教育委員会・総務課)
概要	<p>子どもの登下校時の見守り活動に、町内会やPTA、安全推進協議会などと連携して取り組みます。</p> <p>通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「池田町通学路交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、関係機関の連携体制を構築した通学路安全推進会議を開催し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保の取組を行います。</p>	

実績 (H27~R1年度)	毎年春に町内会連合会と連携し、登校時の見守り活動を実施しました。
目標	継続して実施します。

イ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底が求められます。

事業名	生活安全推進協議会への支援	(総務課)
概要	池田町生活安全推進協議会は、各種団体・企業等や行政関係者で構成され、地域の実態に即した安全活動の推進等を行っており、幼稚園・保育園での交通安全教室「こぐまクラブ」の活動も支援しています。	
実績 (H27~R1年度)	池田町生活安全推進協議会への交付金の支出を通して活動の支援を行いました。	
目標	継続して実施します。	

ウ 自転車の安全利用の推進

事業名	自転車の安全利用の推進	(総務課)
概要	児童・幼児の自転車乗車時にヘルメットの着用を推進し、幼児二人同乗用自転車の普及促進のため、安全利用に係る情報提供を行います。	
実績 (H27~R1年度)	小学校の交通安全教室において自転車の安全利用の啓発を行いました。	
目標	継続して実施します。	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

全国的に子どもや女性が被害者となる殺人等の凶悪事件が続発しています。子どもに対する声かけ事案が増加傾向にあります。また、女性を対象とする強姦、強制わいせつ事件等の発生が依然として後を絶たない状況にあります。

これまで、防犯指導や自主防犯活動への支援等を推進しているほか、事案発生時においては地域住民への情報発信、池田警察署の警察官による街頭活動の強化等の取組が行われてきました。

子どもを犯罪等の被害から守るため、町民の協力のもとに設置している「子ども110番の家」の継続、池田町生活安全推進協議会、警察等からの情報提供を進めます。

事業名	子ども110番の家	(総務課)
概要	子どもが不審者から声をかけられたりした場合など、子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」を町民の協力により設置しています。	
実績	平成30年度登録件数：52件	
目標	継続して実施します。	



## (3) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、関係機関や団体との連携により、きめ細かな支援をすることが必要です。DV被害者に対する相談業務や、一時保護、カウンセリング等を、児童相談所などの関係機関と連携して対応していくことが求められています。

事業名	被害にあった子どもの保護の推進	(子育て支援係・教育委員会)
概要	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対し助言を行っていきます。学校等の関係機関と連携し、きめ細かな支援を進めます。	
実績 (H27~R1年度)	いじめを未然に防止し、早期発見して適切に対処していくため、「池田町いじめ防止基本方針」を策定しました。 心の教育相談員を池田中学校に配置し、生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みました。	
目標	継続して実施します。	

## 8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

近年、離婚の増加等により、母子・父子家庭が増え続けていますが、母子家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。父子家庭に関しても援助の方法等を検討していくことが必要です。

また、障がい児を持つ子育て家庭も、社会的不安を抱えており、障がい児の健全な発達を支援する必要があります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童の虐待防止に取り組む「池田町要保護児童対策地域協議会」の活動をより積極的に推進していく必要があります。

#### ア 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や保育所、幼稚園、学校等において啓発活動に努めます。

また、保護者が監護を著しく怠るネグレクトは児童虐待であることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことについて、乳幼児健診の機会などを活用し周知に努めます。

#### イ 児童虐待の発生予防、早期発見

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要です。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、様々な関係機関との緊密な連携を図るとともに、医療機関や関係市町村の間で効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制を構築する必要があります。

事業名	児童虐待早期発見	(保健子育て課)
概要	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、また様々な機会をとらえて児童の状況把握等を行っています。子育て支援の必要な保護者の早期発見・早期支援に結びつけるための事業を進めます。	
実績 (H27~R1年度)	随時、児童の状況把握等を行い、支援の必要な保護者の早期発見・早期支援に努めています。	
目標	継続して実施します。	

#### ウ 児童虐待への迅速・的確な対応

##### (ア) 町における相談支援体制の強化

子ども家庭総合支援拠点としての体制整備に努め、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策調整機関が一体となって配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を迅速・的確に行います。

(1) 関係機関との連携

福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

転居ケース等において他市町村や児童相談所との情報共有・引継ぎをより効率的・効果的に行うため、ICTの活用等による情報共有を進めます。

出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

また、北海道が行う児童虐待の重大事例の検証作業に参加・協力すること等を通じ、北海道と連携した取組を進めます。

事業名	池田町要保護児童対策地域協議会	(子育て支援係)
概要	町、学校、保育所、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。連絡会議や専門部会での研修を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組めます。	
実績	必要に応じ適時に会議を開催し、児童虐待の未然防止などのための対応を行いました。(平成30年度会議実施回数：2回)	
目標	継続して実施します。	

Ⅱ 社会的養護施策との連携

関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における北海道との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備が求められます。

子育て短期支援事業を実施するとともに、当該事業を委託する児童養護施設との連携を図ります。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子・父子家庭等は子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。このため、母子家庭や父子家庭に対する相談支援体制の充実や社会的経済的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

また、母子家庭には児童扶養手当制度の周知、母子・父子家庭には保育所の入所、放課後児童クラブの利用に際しての配慮など各種支援策を推進します。それぞれの生活実態に応じた支援に努めます。

事業名	母子父子家庭児童生徒贈与金	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭の児童生徒が小学校の入学、中学校の卒業の時に贈与金を支給し、母子・父子家庭の生活安定と、児童生徒の健全育成を図ります。 〔条件〕 町民税所得割課税額 3万円以下 〔支給額〕 1人につき2万円	
実績	平成30年度支給世帯数：15世帯(小学校入学3、中学校卒業12)	
目標	継続して実施します。	

事業名	相談支援体制	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭の心身の健康上の相談や関係行政機関の相談窓口の紹介など、相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を図ります。	
実績 (H27~R1年度)	随時、相談と情報提供を行っています。	
目標	継続して実施します。	

事業名	学童保育所の利用に関する配慮	(子育て支援係)
概要	母子・父子家庭等における保護者の仕事の両立や、経済的支援を図るため、学童保育所に同時入所の児童及び就学援助を受ける家庭に対し、保育料を通常の半額に減免します。	
実績	平成30年度該当者数：28人（うち就学援助者24人）	
目標	継続して実施します。	

### (3) 障がい児施策の充実等

妊婦・乳幼児期に行われる健康診査は、疾病や疾病のリスクの早期発見の機会として、また、疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会としても重要です。このため、乳幼児健康診査では発育不良・視聴覚障がい・精神運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、障がいに応じた専門機関のもとで、適切な医療と療育が行われるよう支援体制を充実していきます。

また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）の総合的な支援体制の整備について検討していきます。

保育所や学童保育所等の障がい児の受入に努めるため、各関係機関との連携を図ります。

事業名	発達相談支援事業	(発達支援係)
概要	発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者の相談を受け、必要な支援を行っています。また、支援の必要な子どもに関わる、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関が連携協力し、乳幼児期から就労期に至る一貫した支援を提供します。	
実績	平成30年度相談支援延べ件数（来所・訪問・電話相談）：794件 その他、町内の関係機関を対象にした発達支援地域情報交換会の実施や、ケース検討会議、学習会の開催など関係機関との連携に努めました。	
目標	継続して実施します。	

事業名	通所療育事業	(発達支援係)
概要	池田町発達支援センターでは、発達に遅れや不安のある子どもとその保護者を対象に、個別または小集団での療育を行います。	
実績	平成30年度対象者数：30人（通所回数：延べ378回）	
目標	継続して実施します。	

事業名	訪問支援事業	(発達支援係)
概要	子どもセンター、保育所、幼稚園、学校等に通う子どもについて、当該施設を訪問し、集団生活に適應できるようにするための専門的な支援等を本人や保育士等に対し行います。	
実績	平成30年度訪問支援延べ件数：258件	
目標	継続して実施します。また、現在の更なる機能充実を目指し、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援の実施を視野に検討を進めます。	

事業名	児童発達支援事業所	(発達支援係)
概要	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の獲得や知識・技能の付与、集団生活への適應に向けた支援等を行う施設です。	
実績	未設置	
目標	設置を視野に検討を進めます。	

事業名	放課後等デイサービス	(発達支援係)
概要	障がいのある就学児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための支援や社会との交流の促進等を継続的に実施し、児童の放課後等の居場所を提供する事業です。	
実績	未実施	
目標	実施を視野に検討を進めます。	

事業名	障がい児の受入	(子育て支援係)
概要	障がいがある児童でも、教育や保育が受けられるよう、保育所、幼稚園、学童保育所等での受け入れに努めていきます。	
実績 (H27~R1年度)	保育所：受け入れに努めており、町から障がい児保育事業費交付金を支給しています。 幼稚園：実績なし。 学童保育所：支援員を加配し、受け入れに努めています。	
目標	継続して実施します。	



#### イラスト（シンボルマーク）について

このイラストは、国の子ども・子育て支援新制度を広く国民に浸透させるため、内閣府子ども・子育て本部が定めたシンボルマークです。  
メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育てほしい、ママやパパにも親としてすくすく育てほしい、という思いが込められています。

## 池田町子ども・子育て支援事業計画

(第2期)

令和2年度～令和6年度

策定 / 令和2年3月

発行 / 池田町

編集 / 池田町 保健子育て課 子育て支援係

〒083-0023 中川郡池田町字西3条5丁目2番地7

TEL 015-572-2100 FAX 015-572-2862

ホームページ <https://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp/>

Eメールアドレス [kosodate@town.hokkaido-ikeda.lg.jp](mailto:kosodate@town.hokkaido-ikeda.lg.jp)